## 平成30年度 国民健康保険制度改革の施行について (県単位化に伴う運営方針、納付金の算定等)

#### 1. 県単位化の概要

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の 確保等の中心的な役割を担う一方で、市町村は、住民に身近なきめ細かい事業を 引き続き担うことが、法律に定められた。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
●市町村ごとの納付金を決定	●納付金を都道府県に納付
●必要な保険給付費を全額、市町村に交付	●給付の決定、支払い
●標準的な計算方法等により、市町村ごとの	●標準保険料率を参考に保険料を
標準保険料率を算定・公表	決定し、賦課・徴収
●財政基盤安定化基金の設置	●資格管理、保健事業の実施

#### 2. 福岡県国民健康保険運営方針の概要

県と市町村が一体となって共通認識の下で国保の財政・事業運営を行うための 統一的な運営方針を策定するもの。

運営方針の対象期間は6年間、3年毎に検証を行い必要な見直しを実施する。 主な方針は次のとおり

- ○各市町村の現状を踏まえながら、計画的な赤字解消・削減の取組を推進する。
- ○保険料の県内均一化の方向性を定める。
- ○納付金制度導入による市町村の実質的な負担上昇を抑制(緩和措置の実施)する。
- ○住民サービスの向上・均一化等の視点から、国保事務の標準化等を順次実施する。(保険証の更新時期、様式、葬祭費の額など)

この中で、納付金制度は、県全体の保険給付費等について、国保の財政運営に必要な費用のうち、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で分かち合う制度であり、算定方法の概要は次のとおり、

- ○平成30年度直ちには保険料の県内均一化は行わず、市町村の医療費水準を 平準化し、中長期的に均一化を目指す。
- ○所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担する。
- ○新制度への円滑な移行を図るため、市町村の実質的な財政負担が大幅に上昇 しないよう緩和措置を実施する。
  - ・制度施行当初3年間は、納付金の算定にあたり、財政負担の上昇幅は0%として負担緩和のための調整を行う。
  - ・緩和措置の内容については、新制度の運用状況を確認しながら、3年後の 国保運営方針の検証時に必要な見直しを行う。

### ◆ 市町村別1人あたり納付金額の仮計算結果 ◆

市町村名	H28 納付金相当 額 (決算ベース)		H30納付金相当額(負担緩和前)		対H28 伸び率
	Α	【円】	В	【円】	B/A (%)
北九州市		126, 314		127, 490	100. 93



		126, 314	100.00		
>	С	【円】	C/A (%)		
	額(	負担緩和後)	対H28 伸び率		
	H30	納付金相当	負担緩和措置後		

# ◆ 県から示された平成30年度標準保険料率のイメージ ◆

		福岡県標準保険料率	市町村標準保険料率(北九州算定方式)		
設定条件		保険料が県内均一化された場合の保険料率 国のガイドラインに基づき、所得割・均等割の2方式で算定	左欄との違いは、県内 均一化されるまでの 間、所得水準と医療費 水準を考慮して算定	左欄との違いは、一北 九州市の現状の応能・ 応益の割合で算定	【参考】平成 29 年度 北九州市保険料率
応	能:応益	44:56	44:56	47:53	47:53
予	定収納率	都市規模に応じて 各市町村毎に設定	90. 39%	90. 39%	92.50%
医	所得割	7. 33%	7. 84%	8. 99%	8.20%
療	均等割	41,670円	27, 520 円	23, 605 円	21,110 円
分	平等割		30, 136 円	28, 802 円	26,030 円
後	所得割	2. 47%	2. 35%	2. 70%	2.90%
期	均等割	13, 972 円	8, 208 円	7, 081 円	7,440 円
分	平等割		8, 989 円	8, 641 円	9,170 円
介	所得割	2. 30%	2. 41%	2. 90%	2.80%
護	均等割	17, 173 円	10, 920 円	9, 047 円	8,160 円
分	平等割		8,061円	7, 387 円	7,370 円

· ※ 本資料の係数は、国が示した仮係数に基づき算定したものであり、 本係数への更新等により、今後変動するものである。